

# 教育行財政

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 教育委員会・教育委員・教育長 | 1  |
| 2 | 教育委員会会議        | 3  |
| 3 | 総合教育会議         | 3  |
| 4 | 組織機構・分掌事務      | 4  |
| 5 | 職員数            | 6  |
| 6 | 教育委員会表彰        | 7  |
| 7 | 広報・広聴活動        | 7  |
| 8 | 教育振興基本計画       | 8  |
| 9 | 令和6年度教育予算      | 10 |



# 教育行財政

## 1 教育委員会・教育委員・教育長

福岡市教育委員会は、昭和 23 年に制定された「教育委員会法」に基づき、公選委員 4 人及び議会選出委員 1 人の計 5 人をもって昭和 27 年 11 月 1 日に発足しました。その後、昭和 31 年 10 月 1 日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教行法）により、市長が議会の同意を得て任命する委員 5 人で構成されることになりました。

教育長は、昭和 47 年 4 月 1 日の福岡市の指定都市移行以後、教育委員（委員長を含む。）以外の者から文部大臣の承認を得て教育委員会が任命していましたが、平成 11 年の地教行法改正により、文部大臣による任命承認制度が廃

止され、教育委員（委員長を除く。）である者のうちから教育委員会が任命することになりました。

また、教育委員の定数は、平成 11 年の同法改正に基づき平成 12 年に制定された「福岡市教育委員会定数条例」により、6 人とされました。

地方教育行政における責任体制の明確化等を目的に、平成 26 年に地教行法が改正され、平成 27 年 4 月に、教育委員会と市長が協議・調整を行う「総合教育会議」が設置されました。

また、平成 26 年の同法の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を、教育委員とは別に、教育行政に関し識見を有する者の内から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命すると位置付けられました。

(令和 6 年 9 月 12 日現在)

| 職名  | 氏名   | 委員(教育長)としての任期   | 当初委員(教育長)就任年月日 |
|-----|------|---|----------------|
| 教育長 | 石橋正信 | R 4. 4. 1~R 7. 3. 31  | R 4. 4. 1      |
| 委員  | 町孝   | R 3. 4. 2~R 7. 4. 1<br>H29. 4. 2~R 3. 4. 1<br>H25. 4. 2~H29. 4. 1 | H25. 4. 2      |
| 委員  | 原志津子 | R 4. 7. 7~R 8. 7. 6<br>H30. 7. 7~R 4. 7. 6                        | H30. 7. 7      |
| 委員  | 武部愛子 | R 5. 4. 1~R 9. 3. 31<br>H31. 4. 1~R 5. 3. 31                      | H31. 4. 1      |
| 委員  | 徳成晃隆 | R 2. 12. 28~R 6. 12. 27   | R 2. 12. 28    |
| 委員  | 沖田由香 | R 6. 9. 12~R10. 9. 11   | R 6. 9. 12     |



教育長

石橋正信



委員

町孝



委員

(保護者)

原志津子



委員

武部愛子



委員

徳成晃隆



委員

(保護者)

沖田由香

◎ 歴代教育委員・教育委員長・教育長

教育委員

| 氏名    | 期間   |
|-------|--|
| 松浦成見  | S27.11.1~S31.9.30  |
| 篠原金門  | S27.11.1~S31.9.30  |
| 板橋ユキエ | S27.11.1~S30.10.18   |
| 石井俊光  | S27.11.1~S31.9.30  |
| 藤村寛太  | S27.11.1~S30.5.1   |
| 松井倫助  | S30.5.27~S31.9.30  |
| 山田穰   | S31.10.1~S31.10.31   |
| 徳永ヨシ  | S31.10.1~S32.9.2   |
| 平野貞一  | S31.10.1~S35.9.30  |
| 深見平次郎 | S31.10.1~S34.9.30<br>S34.11.1~S38.10.31<br>S38.12.14~S39.11.10 |
| 操坦道   | S31.11.3~S32.9.30<br>S32.10.1~S36.9.30                         |
| 妹尾ハツミ | S33.3.28~S33.9.30<br>S33.10.1~S37.6.18                         |
| 貝島義之  | S35.10.1~S39.9.30  |
| 石橋忠次  | S36.11.17~S40.11.16  |
| 安蔵孝   | S37.12.19~S41.12.18<br>S41.12.20~S45.12.19                     |
| 吉武不二男 | S39.11.14~S42.12.13  |
| 池見茂隆  | S39.11.14~S43.11.13  |
| 石井哲夫  | S40.12.16~S44.12.15  |
| 真鍋秀海  | S42.12.18~S46.12.17  |
| 増田友治  | S44.1.18~S48.1.17  |
| 浅田猛   | S44.12.19~S48.12.18  |
| 秦純乗   | S47.3.28~S51.3.27  |
| 相島一之  | S47.12.25~S50.3.31   |
| 福澤秀利  | S50.6.23~S51.12.24<br>S51.12.25~S55.12.24                      |
| 池見哲太郎 | S48.4.2~S52.4.1<br>S52.4.2~S56.4.1                             |
| 安部キヌ  | S46.4.1~S50.3.31<br>S50.4.1~S54.3.31<br>S54.4.1~S56.3.31       |
| 近江福雄  | S51.3.30~S55.3.29<br>S55.3.30~S59.3.29                         |
| 結城一義  | S55.12.27~S59.12.26  |
| 白木勘治  | S49.6.27~S53.6.26<br>S53.7.7~S57.7.6<br>S57.7.7~S61.7.6        |
| 笹淵勇   | S56.4.2~S60.4.1<br>S60.4.2~S63.7.31                            |
| 矢野甲子男 | S59.12.28~S63.12.27  |
| 池田數好  | S61.7.7~S2.7.6   |

| 氏名   | 期間  |
|------|---|
| 平田昌  | S56.4.1~S58.3.31<br>S58.4.1~S62.3.31<br>S62.4.1~H3.3.31<br>H3.4.1~H4.3.31 |
| 安田弘  | S59.7.4~S63.7.3<br>S63.7.4~H4.7.3   |
| 藤原豊治 | S63.12.28~H4.12.27  |
| 西津茂美 | H4.12.28~H8.12.27   |
| 前田研一 | S63.9.14~H元.4.1<br>H元.4.2~H5.4.1<br>H5.4.2~H9.4.1                         |
| 小屋修一 | H2.7.7~H6.7.6<br>H6.7.7~H10.7.6   |
| 武野要子 | H4.4.1~H7.3.31<br>H7.4.1~H11.3.31   |
| 篠原忍  | H11.4.1~H15.3.31  |
| 西山陽雄 | H4.7.4~H8.7.3<br>H8.7.4~H12.7.3<br>H12.7.4~H16.7.3                        |
| 池浦貞彦 | H8.12.28~H12.12.27<br>H12.12.28~H16.12.27                                 |
| 石村善悟 | H9.4.2~H13.4.1<br>H13.4.2~H17.4.1   |
| 陣川桂三 | H16.12.28~H20.12.27   |
| 飯野毅紀 | H10.7.7~H14.7.6<br>H14.7.7~H18.7.6<br>H18.7.7~H22.7.6                     |
| 貝田由紀 | H15.4.1~H19.3.31<br>H19.4.1~H23.3.31                                      |
| 大田夏美 | H20.7.4~H24.7.3   |
| 森重隆  | H17.4.2~H21.4.1<br>H21.4.2~H25.4.1  |
| 八尾坂修 | H20.12.28~H24.12.27<br>H24.12.28~H28.6.30                                 |
| 松原妙子 | H16.7.4~H20.7.3<br>H22.7.7~H26.7.6<br>H26.7.7~H30.7.6                     |
| 阿部晶子 | H23.4.1~H27.3.31<br>H27.4.1~H31.3.31                                      |
| 木本香苗 | H24.7.4~H28.7.3<br>H28.7.4~R2.7.3   |
| 菊池裕次 | H28.7.1~H28.12.27<br>H28.12.28~R2.12.27                                   |
| 西村早苗 | R2.7.4~R6.7.3   |

教育委員長

| 氏 名       | 期 間                     |
|-----------|-------------------------|
| 松 浦 成 見   | S27. 11. 1～S31. 9. 30   |
| 平 野 貞 一   | S31. 10. 1～S35. 9. 30   |
| 深 見 平次郎   | S35. 10. 5～S39. 11. 10  |
| 石 橋 忠 次   | S39. 11. 14～S40. 11. 13 |
| 吉 武 不 二 男 | S40. 12. 20～S41. 12. 19 |
| 石 井 哲 夫   | S41. 12. 20～S44. 12. 15 |
| 真 鍋 秀 海   | S44. 12. 25～S46. 12. 17 |
| 秦 純 乘     | S47. 4. 11～S51. 3. 27   |
| 福 澤 秀 利   | S51. 3. 29～S55. 12. 24  |
| 池 見 哲 太 郎 | S56. 1. 7～S56. 4. 1     |
| 白 木 勘 治   | S56. 4. 3～S57. 7. 6     |
| 近 江 福 雄   | S57. 7. 7～S59. 3. 29    |
| 白 木 勘 治   | S59. 5. 7～S61. 7. 6     |
| 池 田 數 好   | S61. 7. 7～H 2. 7. 6     |
| 平 田 昌     | H 2. 7. 7～H 4. 3. 31    |
| 小 屋 修 一   | H 4. 4. 1～H10. 7. 6     |
| 西 山 陽 雄   | H10. 7. 7～H16. 7. 3     |
| 飯 野 毅 紀   | H16. 7. 12～H22. 7. 6    |
| 貝 田 由 紀   | H22. 7. 14～H23. 3. 31   |
| 八 尾 坂 修   | H23. 4. 11～H28. 3. 31   |

教育長

| 氏 名       | 期 間                    |
|-----------|------------------------|
| 石 井 哲 夫   | S27. 11. 1～S30. 12. 9  |
| 秦 純 乘     | S30. 12. 10～S36. 7. 1  |
| 原 犬 若     | S36. 8. 1～S39. 9. 30   |
| 吉 村 一 夫   | S39. 11. 14～S41. 2. 25 |
| 長 束 正 之   | S41. 4. 1～S44. 6. 1    |
| 豊 島 延 治   | S44. 6. 2～S47. 4. 30   |
| 正 木 利 輔   | S47. 5. 1～S49. 6. 30   |
| 古 村 澄 一   | S49. 7. 1～S51. 11. 30  |
| 戸 田 成 一   | S51. 12. 1～S54. 6. 30  |
| 西 津 茂 美   | S54. 7. 1～S60. 3. 31   |
| 佐 藤 善 郎   | S60. 4. 1～H 2. 3. 31   |
| 井 口 雄 哉   | H 2. 4. 1～H 5. 3. 31   |
| 尾 花 剛     | H 5. 4. 1～H 8. 3. 31   |
| 町 田 英 俊   | H 8. 4. 1～H11. 3. 31   |
| 西 憲 一 郎   | H11. 4. 1～H12. 9. 30   |
| 生 田 征 生   | H12. 10. 1～H16. 9. 30  |
| 植 木 と み 子 | H16. 10. 1～H19. 3. 31  |
| 山 田 裕 嗣   | H19. 4. 1～H23. 3. 31   |
| 酒 井 龍 彦   | H23. 4. 1～H28. 3. 31   |
| 星 子 明 夫   | H28. 4. 1～R 4. 3. 31   |

2 教育委員会会議

会議回数等

| 区 分                | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 回 数                | 20    | 22    | 21    |
| 付 議 案              | 65    | 79    | 59    |
| 臨 時 代 理<br>報 告 事 項 | 5     | 11    | 8     |
| 協 議 ・ 報 告<br>事 項   | 30    | 41    | 33    |

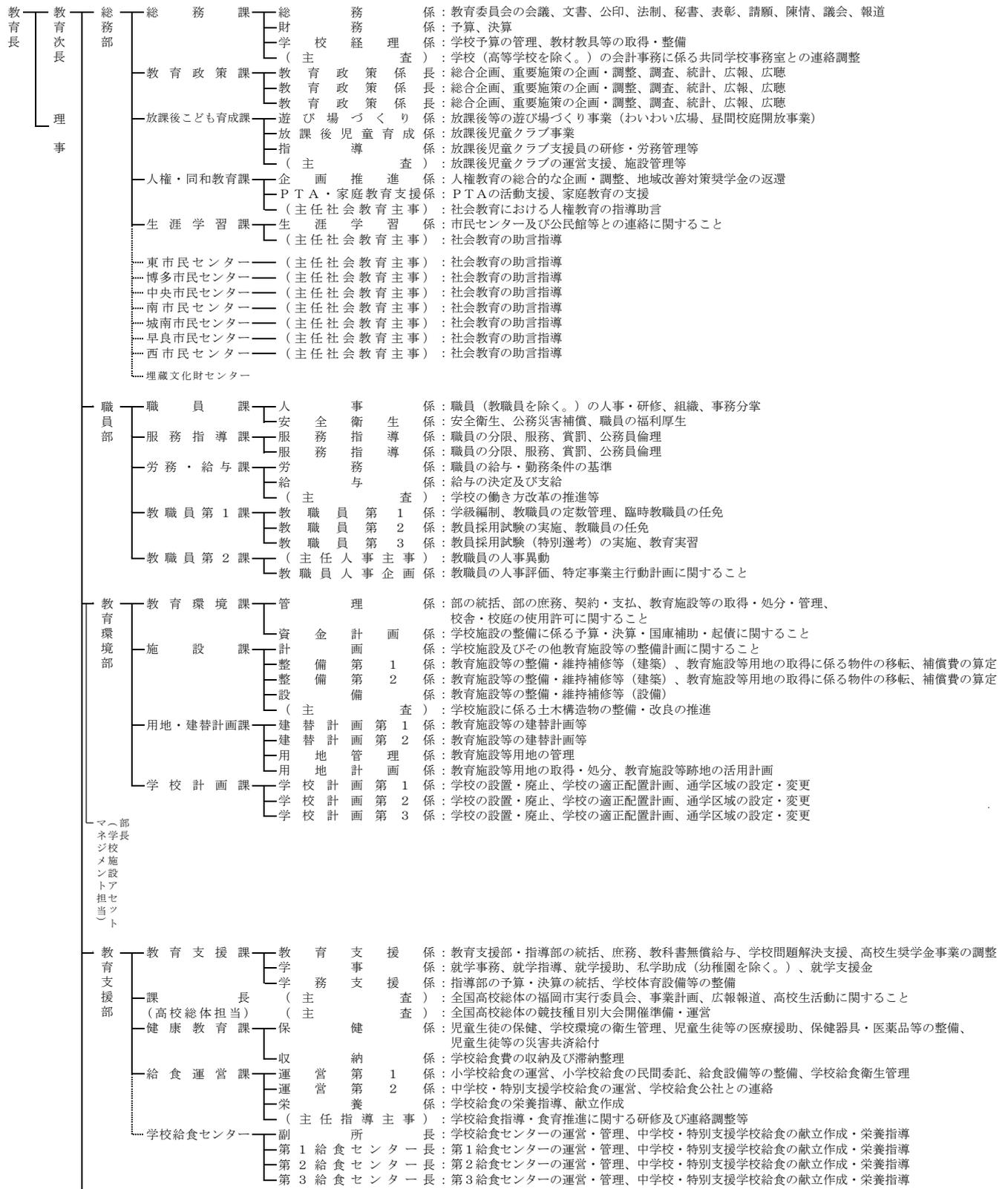
3 総合教育会議

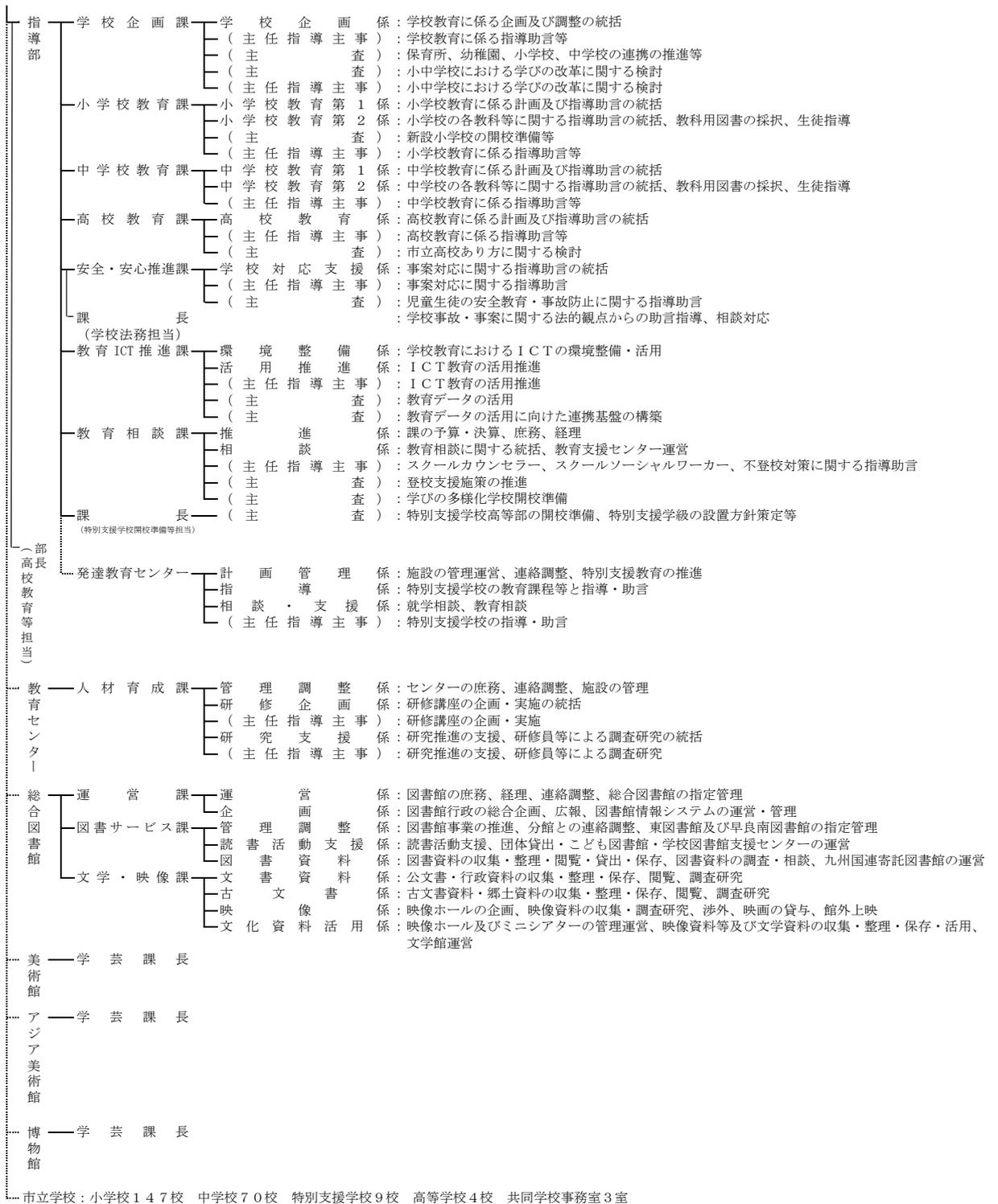
会議回数等

| 区 分   | R3 年度     | R4 年度     | R5 年度     |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 回 数   | 1         | 1         | 1         |
| 開 催 日 | 11 月 30 日 | 10 月 11 日 | 11 月 14 日 |

4 組織機構・分掌事務

(令和6年4月1日現在)





市立学校：小学校147校 中学校70校 特別支援学校9校 高等学校4校 共同学校事務室3室

5 職員数

(令和6年5月1日現在)

| 区 分               |                                 | 教育長                                   | 教育次長 | 理事 | 部長級 | 課長級 | 係長 | 主査 | 主任指導 | 主任人事 | 主任社会 | 主任学芸 | 係員  | 合計  |    |
|-------------------|---------------------------------|---------------------------------------|------|----|-----|-----|----|----|------|------|------|------|-----|-----|----|
| 合計                |                                 | 1                                     | 1    | 1  | 8   | 31  | 70 | 13 | 33   | 8    | 1    |      | 140 | 305 |    |
| 教 育 長             |                                 | 1                                     |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     | 1   |    |
| 事務局               | 教 育 次 長                         |                                       | 1    |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     | 1   |    |
|                   | 理 事                             |                                       |      | 1  |     |     |    |    |      |      |      |      |     | 1   |    |
|                   | 部 長                             |                                       |      |    | 1   |     |    |    |      |      |      |      |     | 1   |    |
|                   | 総務部                             | 総 務 課                                 |      |    |     |     | 1  | 3  | 1    |      |      |      |     | 8   | 13 |
|                   |                                 | 教 育 政 策 課                             |      |    |     |     | 1  | 3  |      |      |      |      |     | 3   | 7  |
|                   |                                 | 放 課 後 こ ど も 育 成 課                     |      |    |     |     | 1  | 3  | 1    |      |      |      |     | 6   | 11 |
|                   |                                 | 人 権 ・ 同 和 教 育 課                       |      |    |     |     | 1  | 2  |      |      |      | 1    |     | 2   | 6  |
|                   | 職員部                             | 部 長                                   |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     |     | 1  |
|                   |                                 | 職 員 課                                 |      |    |     |     | 1  | 2  |      |      |      |      |     | 7   | 10 |
|                   |                                 | 服 務 指 導 課                             |      |    |     |     | 1  | 2  |      |      |      |      |     | 4   | 7  |
|                   |                                 | 労 務 ・ 給 与 課                           |      |    |     |     | 1  | 2  | 1    |      |      |      |     | 10  | 14 |
|                   |                                 | 教 職 員 第 1 課                           |      |    |     |     | 1  | 3  |      |      |      |      |     | 8   | 12 |
|                   |                                 | 教 職 員 第 2 課                           |      |    |     |     | 1  |    |      |      | 8    |      |     |     | 9  |
|                   | 教育環境部                           | 部 長                                   |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     |     | 1  |
|                   |                                 | 部 長 (学 校 施 設 ア セ ッ ト マ ネ ジ ム ン ト 担 当) |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     |     | 1  |
|                   |                                 | 教 育 環 境 課                             |      |    |     |     | 1  | 2  |      |      |      |      |     | 8   | 11 |
|                   |                                 | 施 設 課                                 |      |    |     |     | 1  | 4  | 1    |      |      |      |     | 18  | 24 |
|                   |                                 | 用 地 ・ 建 替 計 画 課                       |      |    |     |     | 1  | 4  |      |      |      |      |     | 6   | 11 |
|                   | 教育支援部                           | 学 校 計 画 課                             |      |    |     |     | 1  | 3  |      |      |      |      |     | 4   | 8  |
|                   |                                 | 部 長                                   |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     |     | 1  |
|                   |                                 | 教 育 支 援 課                             |      |    |     |     | 1  | 3  |      |      |      |      |     | 11  | 15 |
|                   |                                 | 課 長 (高 校 総 体 担 当)                     |      |    |     |     | 1  |    | 2    |      |      |      |     | 2   | 5  |
|                   |                                 | 健 康 教 育 課                             |      |    |     |     | 1  | 2  |      |      |      |      |     | 7   | 10 |
|                   | 指導部                             | 給 食 運 営 課                             |      |    |     |     | 1  | 3  |      | 1    |      |      |     | 5   | 10 |
|                   |                                 | 部 長                                   |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     |     | 1  |
|                   |                                 | 部 長 (高 校 教 育 等 担 当)                   |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     |     | 1  |
|                   |                                 | 学 校 企 画 課                             |      |    |     |     | 1  | 1  |      | 3    |      |      |     |     | 5  |
|                   |                                 | 小 学 校 教 育 課                           |      |    |     |     | 1  | 2  |      | 6    |      |      |     |     | 9  |
|                   |                                 | 中 学 校 教 育 課                           |      |    |     |     | 1  | 2  |      | 4    |      |      |     |     | 7  |
|                   |                                 | 高 校 教 育 課                             |      |    |     |     | 1  | 1  | 1    | 2    |      |      |     |     | 5  |
| 安 全 ・ 安 心 推 進 課   |                                 |                                       |      |    |     | 1   | 1  | 1  | 1    |      |      |      |     | 4   |    |
| 課 長 (学 校 法 務 担 当) |                                 |                                       |      |    |     | 1   |    |    |      |      |      |      |     | 1   |    |
| 教 育 ICT 推 進 課     |                                 |                                       |      |    |     | 1   | 2  | 2  | 2    |      |      |      | 2   | 9   |    |
| 計                 | 教 育 相 談 課                       |                                       |      |    |     | 1   | 2  | 2  | 3    |      |      |      | 4   | 12  |    |
|                   | 課 長 (特 別 支 援 学 校 開 校 準 備 等 担 当) |                                       |      |    |     | 1   |    | 1  |      |      |      |      |     | 2   |    |
| 計                 |                                 |                                       | 1    | 1  | 7   | 26  | 52 | 13 | 22   | 8    | 1    |      | 115 | 246 |    |
| 教育機関              | 学 校 給 食 セ ン タ ー                 |                                       |      |    |     |     | 3  |    |      |      |      |      |     | 3   |    |
|                   | 東 市 民 セ ン タ ー                   |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 博 多 市 民 セ ン タ ー                 |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 中 央 市 民 セ ン タ ー                 |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 南 市 民 セ ン タ ー                   |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 城 南 市 民 セ ン タ ー                 |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 早 良 市 民 セ ン タ ー                 |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 西 市 民 セ ン タ ー                   |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 発 達 教 育 セ ン タ ー                 |                                       |      |    |     | 1   | 3  |    | 3    |      |      |      | 5   | 12  |    |
|                   | 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー               |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | 教 育 セ ン タ ー                     |                                       |      |    |     |     | 1  | 3  |      | 8    |      |      | 1   | 13  |    |
|                   | 総 合 図 書 館                       |                                       |      |    | 1   | 3   | 9  |    |      |      |      |      | 17  | 30  |    |
|                   | 美 術 館                           |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
|                   | ア ジ ア 美 術 館                     |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
| 博 物 館             |                                 |                                       |      |    |     |     |    |    |      |      |      |      |     |     |    |
| 計                 |                                 |                                       |      |    | 1   | 5   | 18 |    | 11   |      |      |      | 23  | 58  |    |

## 6 教育委員会表彰

福岡市では、昭和 33 年度から教育委員会表彰規則に基づき、福岡市教育の振興発展に貢献し、顕著な功績をあげた教育機関、個人及び団体等を例年 11 月 3 日（文化の日）に表彰しています。

年度別被表彰者数

| 年度<br>区分    | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 学 校         | 11        | 14        | 11        | 11        | 16        |
| 公 民 館       | 2         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 教育関係<br>職 員 | 18        | 23        | 21        | 19        | 20        |
| 児童生徒等       | 86        | 33        | 54        | 76        | 84        |
| 個人・団体       | 2         | 6         | 3         | 3         | 1         |

## 7 広報・広聴活動

教育行政の情報について、市民に発信し、理解と信頼を得るため、各種の広報活動を行っています。

「福岡市教育委員会ホームページ」では、教育委員会の組織・方針、市立学校一覧や通学区域などの学校情報、広報・統計、問い合わせの多い各種手続きなどについて、広く市民等に対して情報提供するとともに、休校などの緊急情報の提供を行っています。

また、市長部局が実施する広報活動あるいは広聴活動についても、積極的にその活用を図り、広報・広聴活動の充実に努めています。

### (1) 広報誌の発行

| 広報誌               | 掲載内容                              | 発行部数等                     | 発行月           |
|-------------------|-----------------------------------|---------------------------|---------------|
| 教 育<br>要 覧        | ・前年度の事務事業実績<br>・当該年度の事務事業あ<br>らまし | 年 1 回<br>HP 掲載<br>昭和30年創刊 | 令和 5 年<br>10月 |
| 教 育<br>統 計<br>年 報 | ・学校基本統計の数値等                       | 年 1 回<br>HP 掲載<br>昭和39年創刊 | 令和 5 年<br>12月 |

### (2) 記者発表等

重要施策や事業について広く市民の理解と信頼を得るため、市政記者に対し必要に応じて記者発表や、また、主要行事・ニュース等についても、随時市政記者クラブに資料提供を行っています。

- 記者発表件数（令和 5 年度）
  - ・記者発表（レク） 1 件
  - ・資料提供 43 件

### (3) 広聴活動

市民から寄せられた市政についての意見・要望等のうち教育委員会所管事業に関する受付件数

※ 市政への提案は、メール及びはがき・封書の合計

| 区 分       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 市政への提案    | 554       | 500       | 403       |
| 新聞に見る市民の声 | 12        | 15        | 3         |
| 市長受け団体要望  | 8         | 12        | 3         |
| 合 計       | 574       | 527       | 409       |

## 8 教育振興基本計画

### ー第2次福岡市教育振興基本計画ー



- 策定  
令和元年6月
- 期間  
令和元年度から概ね6年間
- ホームページアドレス  
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/k-seisaku/child/newplan-keii.html>

平成21年に策定した福岡市の教育振興基本計画「新しいふくおかの教育計画」が、平成30年度をもって計画期間を終了することから、「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画は、市立学校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）における取組みを中心とし、子どもたちをともにはぐくむ家庭・地域等の取組みも含めた、教育に関わる分野を範囲としています。

本計画の実現のために、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域・企業等が、それぞれの役割を果たし、互いに連携しながら、社会全体で未来の福岡市を支え、創造する子どもたちをともにはぐくんでいきます。

#### (1) めざす子ども像（教育の目標）

「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」を新たなめざす子ども像として掲げ、変化の激しい社会の中においても子どもたちの他者を思いやるやさしさや、たくましく生きる力を持ち、多様性を認め、様々な人とともに学び、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことができる力をはぐくんでいきます。

そのために、教育の主体（担い手）である学校、家庭、地域・企業等のそれぞれの果たす役割を明確にするとともに、各主体がともに教育に取り組み社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を引き続き推進します。

#### (2) 福岡スタンダード

福岡スタンダード～福岡の子どもたちに大切にしてほしいこと～

|                   |                |                   |
|-------------------|----------------|-------------------|
| 生活習慣の柱<br>あいさつ・掃除 | 学びの柱<br>自学・とも学 | 未来への柱<br>チャレンジ・立志 |
|-------------------|----------------|-------------------|

前計画で取り組んできた福岡スタンダードに新たに「とも学」と「チャレンジ」のキーワードを加え、福岡の子どもたちに大切にしてほしいこととして、生活習慣の柱「あいさつ・掃除」、学びの柱「自学・とも学」、未来への柱「チャレンジ・立志」を示しています。

各学校においては、福岡スタンダードで示した3つの柱について、教育の適時性と順次性を踏まえ、子どもの

発達段階に応じて、重きを置く柱や取組みを変化させ、子どもたちをはぐくんでいきます。

#### (3) 各主体の姿や役割

- あるべき学校像：子どもの権利が大切にされ、児童生徒一人ひとりが存在感を実感できる安全安心な学校や、児童生徒が主体的に学校づくりに参画する魅力ある学校など、あるべき姿を示しています。
- あるべき教員像：向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員や、人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員など、あるべき姿を示しています。
- 望まれる家庭の役割：子どもが基本的な生活習慣と規範意識を定着させることができる家庭や、愛情と信念を持って子どもの成長を見守り、子どもとともに成長する家庭など、望まれる姿を示しています。
- 望まれる地域・企業等の役割：子どもが健全に成長するよう守り、はぐくむという観点から、積極的に教育活動に協力し、参画する地域・企業等など、望まれる姿を示しています。
- 教育委員会事務局の責務：学校現場とともにいじめ等の課題解決に積極的に取り組む教育委員会事務局や、家庭や地域の取組みを支援する教育委員会事務局など、教育委員会事務局の責務を示しています。
- 共育（ともいく）：それぞれが教育の主体としての責任を持つとともに、その力を学校教育活動に生かし、連携を深めることにより、社会に開かれた教育課程の実現を図ります。

#### (4) 福岡スタイル

計画期間の6年間で、すべての市立学校において特に重視する3つの教育の方法を示しています。各施策の推進を図るにあたり、共通して活用できる教育の方法として位置付けています。

##### ① 9年間を見通した小中連携教育

小学校段階で複数教員による指導や習熟度別指導を充実させ、確かな学力の定着を図るとともに、小中の円滑な接続を図り、小中が連携して義務教育9年間を見通した教育活動を実施します。

##### ② 子ども・家庭への支援

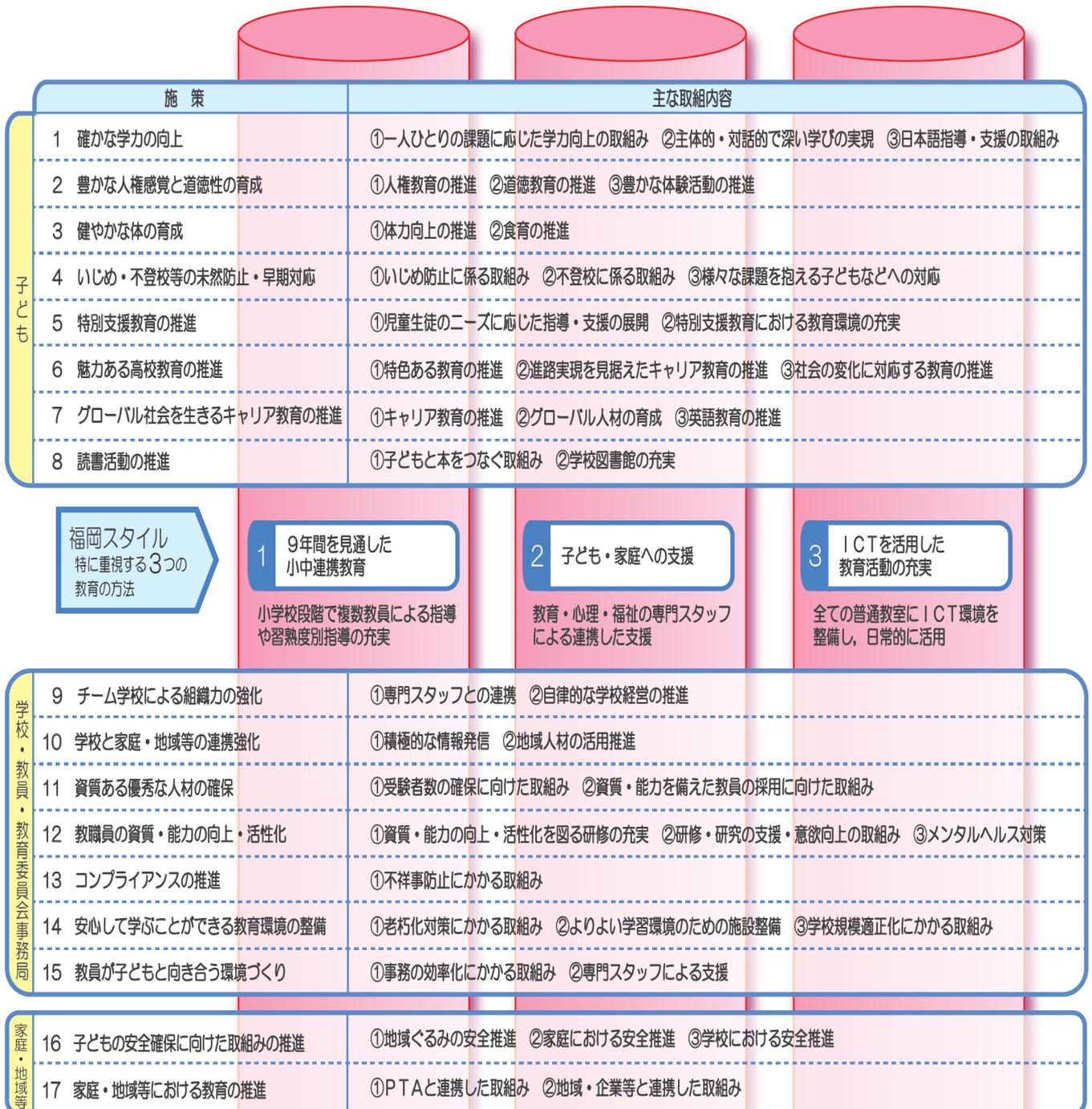
不登校やいじめなど、支援を必要とする子どもや家庭に、教育・心理・福祉の専門スタッフが連携して支援し、すべての子どもの未来をはぐくみます。

##### ③ ICTを活用した教育活動の充実

子どもに情報技術を手段として活用できる力をはぐくみ、効果的な学習活動を行うため、全ての普通教室にICT環境を整備し、日常的にICTの活用を図ります。

(5) 各施策

〔参考〕福岡スタイルと施策の体系図



## 9 令和6年度教育予算

令和6年度の教育予算（一般会計当初予算）は1,528億4,942万円で、福岡市の一般会計1兆825億3,700万円に占める割合は、14.1%となり、保健福祉費（23.8%）及び経済観光文化費（18.0%）に次ぐ、3番目に高い割合となっています。

令和6年度の重要施策は次のとおりです。

### (1) 福岡市教育振興基本計画の推進（2,780千円）

学校、家庭、地域・企業等のそれぞれが教育の主体（担い手）としての責任を持ち、社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を引き続き推進するとともに、福岡市が目指す子ども像の実現に向け、「第2次福岡市教育振興基本計画（令和元年6月策定）」の着実な推進を図ります。

また、次期教育振興基本計画の策定に向けた検討を行います。

### (2) 確かな学力の向上（3,108,056千円）

児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するため、発達段階区分に応じた教育を推進するとともに、義務教育9年間の教育活動を見通した小中連携教育を推進します。

また、きめ細かな指導を実施するため、小・中学校全学年での35人以下学級に一部教科担任制や少人数指導を組み合わせた、教育実践体制を継続します。

なお、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るため、「ふれあい学び舎事業」や教員を対象とした授業改善につながる研修会を実施するとともに、授業時間中の学びをサポートする学習指導員の配置や、モデル校における学習動画を活用した授業を実施するなど、児童生徒一人ひとりに応じた指導の更なる充実を図ります。

さらに、全小学校の5、6年及び全中学校の児童生徒に対する英語、算数・数学の学習者用デジタル教科書の整備やAIドリルを活用した補充学習を実施するとともに、教育データを効果的に活用する「教育データ連携基盤」の構築に向けた試行検証等を実施します。

### (3) 豊かな人権感覚と道徳性、健やかな体の育成

（176,304千円）

学校教育活動全体を通じた人権教育や、考え、議論する道徳教育により、多様性を認め合い、人権を守ろうとする意識・態度をはぐくむとともに、学校の特色を活かした様々な体験活動を通して、豊かな心の育成を図ります。

また、運動習慣の基礎を培い、運動に親しむことを通じて、体力向上の取り組みを推進するとともに、授業の充実等を図るため、学校水泳授業において民間プール等を活用するモデル事業を実施します。

さらに、健全な食生活の基礎となる食育を推進し、生涯にわたって心身の健康を保持増進していく力の育成を図ります。

その他、全国高等学校総合体育大会バスケットボール競技大会の開催運営等を行います。

### (4) いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

（1,245,290千円）

いじめや不登校をはじめとする、子どもが抱える様々な課題にいち早く対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に週1～2日配置します。あわせて、全ての中学校区に不登校対応専任の教育相談コーディネーターを配置するとともに、教室に入りづらい児童の見守りを行うための教育支援員を小学校に新たに配置します。

また、多様な学びの場を確保するため、全ての中学校に設置している校内教育支援教室（校内適応指導教室）に加えて、教育支援センター（校外適応指導教室）を全区に拡大して設置するとともに、令和7年度の学びの多様化学校（不登校特例校）の開校に向けて教育課程の検討や施設の整備等を行います。

さらに、Q-Uアンケートを小中学校全学年で実施するとともに学校ネットパトロール、SNSを活用した教育相談等により、いじめや不登校の兆候をいち早く把握し、早期対応を行います。あわせて、「いじめを生まない都市ふくおか」を実現するため、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催や「いじめゼロ宣言」に基づく各学校での取り組みを支援します。

### (5) 特別支援教育の推進（2,779,650千円）

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、小・中学校の自閉症・情緒障がい、難聴、弱視の特別支援学級や、通級指導教室等の多様な学びの場を整備し、教育環境の充実を図るとともに、特別支援学校卒業生の就労率の向上を目指し、就労支援に特化した特別支援学校高等部の開校に向けた整備を推進し、障がいのある生徒の将来の自立を促進します。

また、配慮を要する児童生徒に対して、担当教員と連携し学習活動や学校生活に必要な支援を行う学校生活支援員を配置するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒を支援する学校看護師を配置し、校外学習を含め学校生活の充実を図ります。

さらに、肢体不自由のある児童生徒の安全性の向上を図るため、中学校にエレベーターを設置するとともに、安全安心な学校生活実現のため、電動昇降ベッド等を整備します。

### (6) 魅力ある高校教育の推進（30,511千円）

生徒一人ひとりの進路希望を実現するとともに、勤労観・職業観を育成するため、教員の指導力向上を図り、キャリア教育を推進します。

また、各高校の特色を活かし、さらなる魅力化に取り組むとともに、特に専門学科を有する高校については、社会経済の変化を踏まえ、今後のあり方を検討します。

**(7) グローバル社会を生きるキャリア教育の推進**

(3,230千円)

子どもたちが将来に夢や希望を持ち、その実現に向けてチャレンジする意欲を育成するため、職業探究プログラムや未来を切り拓くワークショップの実施など、アントレプレナーシップ教育を推進します。

また、勤労観や職業観を身に付け、主体的な進路選択ができるよう、職場体験学習を実施します。

**(8) 読書活動の推進 (76,191千円)**

子どもが進んで学校図書館に足を運び学習に役立てるとともに、読書の楽しさを味わえるよう「読書・学習・情報」センターとしての機能を充実し、確かな学力の向上及び豊かな心の育成を図ります。

また、学校司書を効果的に配置し、学校図書館や授業の充実を図ります。

**(9) 学校と家庭・地域等の連携強化 (4,688千円)**

校長を中心とした組織的・協働的な学校経営を推進し、学校の組織力の強化に取り組むとともに、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するコミュニティ・スクールを試行的に実施します。

**(10) 信頼に応え得る教員の養成 (52,407千円)**

確かな力量と豊かな人間性を備え、使命感を持って子どもたちを導くことができる教員の確保と指導力を高める取組を推進します。さらに、1人1台端末を活用し、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に引き出すために、教職員のICT活用指導力向上を図ります。また、モデル校において、ICTを活用した授業の実践事例を創出し、全ての学校に展開することで、児童生徒の学びの質の向上を図ります。

さらに、メンタルヘルスマネジメントによる教員の心の健康づくりの取組を推進します。

**(11) 安心して学ぶことができる教育環境の整備**

(22,597,449千円)

安心して学習できる良好な教育環境の確保と維持を図るため、校舎等の長寿命化改良、建替え及び箱崎中学校の移転など、学校施設のアセットマネジメントを推進します。

また、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、小規模校や過大規模校の課題解決に向けた取組みや、元岡地区新設中学校の整備を推進します。

さらに、学校給食センターについては、3か所の給食センターの維持管理・運営を適切に行い、衛生的な環境のもと、食物アレルギーへの対応や献立の充実を図り、安全・安心でおいしい給食を提供します。

**(12) 教員が子どもと向き合う環境づくり (2,123,671千円)**

学校の働き方改革を推進するため、教頭マネジメント支援員の新設配置や、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の配置拡充を行うとともに、共同学校事務室を増設し、教職員の負担軽減を図ります。

また、専門コンサルタントによる学校の業務改善支援を実施し、学校単位での取組みを全市へ拡大することで、自走的な業務改善体制の構築を図ります。

**(13) 子どもの安全確保に向けた取組みの推進**

(6,426千円)

子どもたちの登下校時の安全確保を図るため、小学校1年生及び市外からの転校生へ防犯ブザーを配付するとともに、スクールガードリーダーによる学校の巡回指導やスクールガード養成講習会を実施します。

また、通学路における安全点検結果を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみで学校の安全を守る取組みを進めます。

**(14) 家庭・地域等における教育の推進 (48,689千円)**

子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識を身に付けるため、家庭教育に関する学習情報の提供、PTAやNPOと連携した講座・講演会等の実施など、地域全体で家庭教育を支援する取組を推進します。

また、人権尊重のまちづくりに取り組む市民の主体的な活動への支援を通して、人権教育を推進します。

**(15) 図書館事業の充実 (161,468千円)**

「福岡市総合図書館新ビジョン」の基本理念「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を目指し、魅力ある図書館づくりを推進します。

また、利用者の電子端末で電子書籍を検索・予約・貸出できる電子図書館サービスを提供します。

さらに、総合図書館で収蔵しているアジア映画等を広く活用するため、公的施設等への貸与事業を推進します。

**(16) 放課後等における居場所の充実 (5,844,653千円)**

放課後児童クラブ事業について、支援員の増員等を行うとともに、狭隘化施設について、計画的に施設の増改築を進めます。

また、放課後等に自由に安心して遊べる場として、わいわい広場の充実に取り組めます。